

2 マーケットインの発想で 輸出にチャレンジする事業者の支援

グローバル産地づくり推進事業

【令和4年度予算概算決定額 954（1,294）百万円】
（令和3年度補正予算額 1,695百万円）

<対策のポイント>

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用し、輸出産地による輸出事業計画の策定・実行支援、輸出産地サポーターの活動強化、輸出診断の実施、地域輸出商社等の育成、加工食品の輸出強化、輸出関連信用保証支援、品目等の課題に応じた取組等を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. GFPグローバル産地づくり強化対策

① 輸出事業計画策定等の支援

輸出産地形成を具体的に進めるための計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を本格的に進める取組を支援します。

② 輸出産地サポーターの活動強化、輸出診断や地域輸出商社の育成等

ア GFPのネットワークを活用し、専門家の紹介・派遣など、輸出産地サポーターによる活動強化をします。

イ 輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、産地・事業者に対して輸出診断や診断に基づくフォローアップを実施するとともに、輸出商社塾等による地域輸出商社の育成等を実施します。

ウ 輸出先国の植物検疫等の規制に係る産地の課題解決を支援します。

③ 加工食品の輸出強化への支援

GFP「加工品部会」において、添加物の国際標準化の促進、有望な商品の輸出戦略の検討や輸出に向けたプロジェクト形成等オールジャパンの取組を支援します。

④ 輸出ビジネス強化等支援

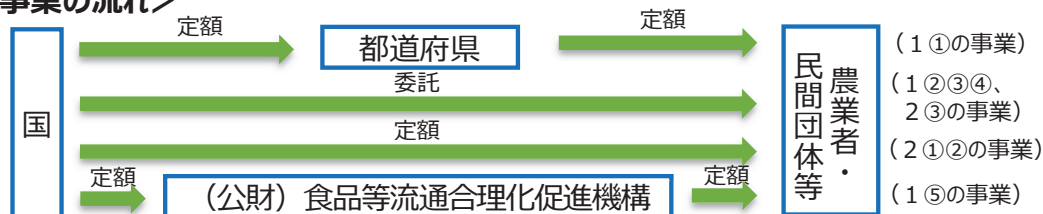
輸出事業者の更なる海外展開に向け、諸外国の農林水産物・食品に関するトレンドを調査します。

⑤ 輸出関連信用保証支援

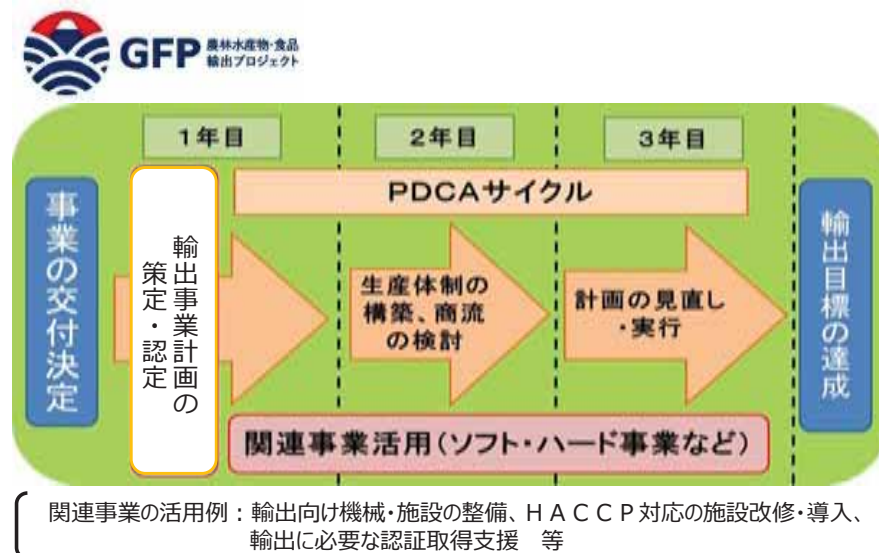
輸出リスクに対応し融資を円滑化するため信用保証に係る保証料を支援します。

2. 品目等の課題に応じた取組支援

<事業の流れ>



1. 輸出事業計画策定等の支援



2. 品目等の課題に応じた取組支援

① 日本発の水産エコラベルの普及推進

国際水準の水産エコラベルの普及に向けた取組を支援します。

② 規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備

国際規格であるJFS規格を活用した輸出を支援します。

③ JAS等の国際標準化による輸出環境整備

JAS等の国際標準化や専門人材の育成等を支援します。

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

ハード事業

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

(令和4年度予算概算決定時点)

- 1 強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) (優先採択)**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体や農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入等を支援。
- 2 農業農村整備事業等 (優先採択)**
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。
- 3 農業競争力強化基盤整備事業 (補助率の嵩上げ)**
輸出事業計画関連の農地整備事業の実施計画策定を定額助成。
- 4 林業・木材産業成長産業化促進対策 (優先採択)**
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。
- 5 浜の活力再生・成長促進交付金 (優先採択)**
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン (浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。

ソフト事業

- 1 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち
フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業 (優先採択)**
フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 (優先採択)**
日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援。
- 3 マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業 (要件緩和)**
新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大を支援。
- 4 輸出環境整備推進事業 (優先採択)**
既存添加物等申請事業、施設認定等検査支援事業、畜水産モニタリング検査支援事業、国際的認証資格取得等支援事業により、輸出先国の規制に対応する環境整備を支援。
- 5 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 (優先的に支援)**
我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録 (育成者権の取得) や侵害対策に係る経費等を支援。
- 6 農業知的財産保護・活用支援事業 (優先的に調査)**
農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援するほか、農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組等を支援。
- 7 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)**
省力樹形への新植・改植を支援。また、水田の樹園地への転換や既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展等の取組を支援。
- 8 持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業 (優先採択)**
産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、輸出向け栽培体系への転換、有機茶やてん茶 (抹茶原料) 栽培への転換、人材確保策の検討等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援。
- 9 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援**
 - ①大規模契約栽培産地育成強化事業 (優先採択)**
実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用・輸出向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術、輸出先国のニーズに対応した生産技術の導入等を支援。
 - ②水田農業高収益作物導入推進事業 (都道府県推進) (優先採択)**
水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合意形成、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援。
- 10 農家負担金軽減支援対策事業 (対象地区の拡大)**
土地改良事業の農家負担金の最大5/6を無利子で貸付けする事業の対象に、輸出事業計画の関連地区を追加。
- 11 中山間地農業推進対策 (優先採択)**
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 12 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (優先採択)**
製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を支援。

グローバル産地づくり推進事業のうち

加工食品の輸出強化への支援

【令和4年度予算概算決定額 96（104）百万円】

＜対策のポイント＞

加工食品は、生鮮食品に比べて、動植物検疫上のハードルが下がり、賞味期限が長い上、季節変動が少なく、周年輸出が容易です。さらに日本の高度な技術により相手国の嗜好、生活スタイルに合わせて付加価値をつけて輸出することが可能であり、農林水産物・食品の輸出を拡大する上で、有望な分野です。一方、多様であるが故、添加物・表示・包材規制等に国・品目・製品ごとの対応が必要となります。

特に添加物については、伝統的に使用されてきた天然の食品添加物の使用が海外では認められず、輸出が困難である事態が数多く発生しています。このため、令和3年度に設置されたGFP「加工品部会」に品目別の分科会を活用し、海外の規制・マーケット等の調査を行い、特に食品添加物については、国内外の規制の違いについて整理し、代替品の調査を行い、輸出重点品目の関係者等と共に輸出に向けたプロジェクト形成等を進めます。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 国際標準の添加物の利用促進（新規）

食品添加物の国内外の規制の違いについて整理し、海外では使用できないが、我が国では伝統的に使用されてきた天然物の代替品の調査を行います。

2. 海外の規制・マーケティング等の調査・分析・公表

対象国毎に、規制、マーケティング、嗜好等の輸出の実現に係る課題を調査・分析し結果を公表します。

3. 品目別、課題別、商品特性別等に応じた分科会

8分科会を設置します。

例えば、「健康食品」、「即席食品」、「半調理食品」、「フレーバー」、「清涼飲料水」、「麺類」、「調味料」、「菓子」等

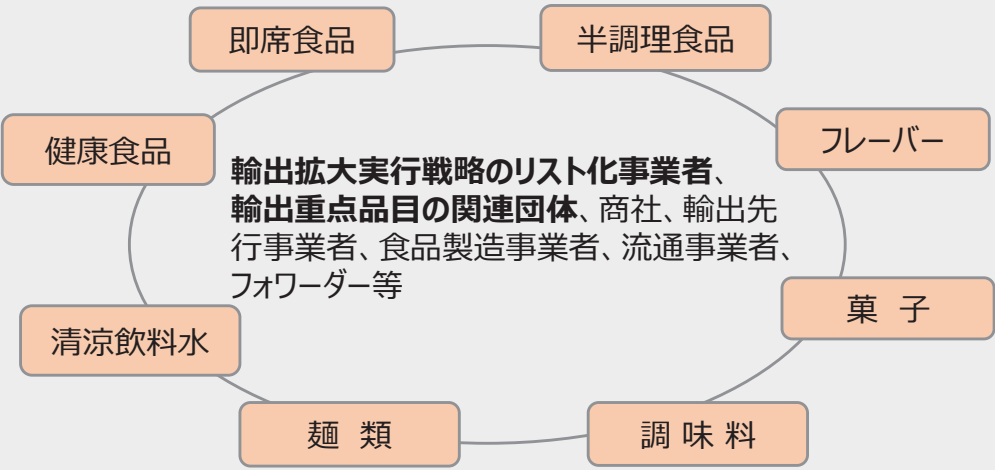
4. 輸出に向けたプロジェクト形成

輸出拡大実行戦略のリスト化事業者、輸出重点品目の関連団体、商社、流通事業者、フォワーダー等と共に輸出に向けたプロジェクト形成等を実施します。

＜事業イメージ＞

- 国内外の添加物規制の整理及び代替品の調査・公表
- 海外の規制・マーケティング、嗜好等の調査・分析・公表

- 課題解決（包材、表示、コスト、賞味期限、国別戦略等）
- 輸出に向けたプロジェクト形成



＜事業の流れ＞



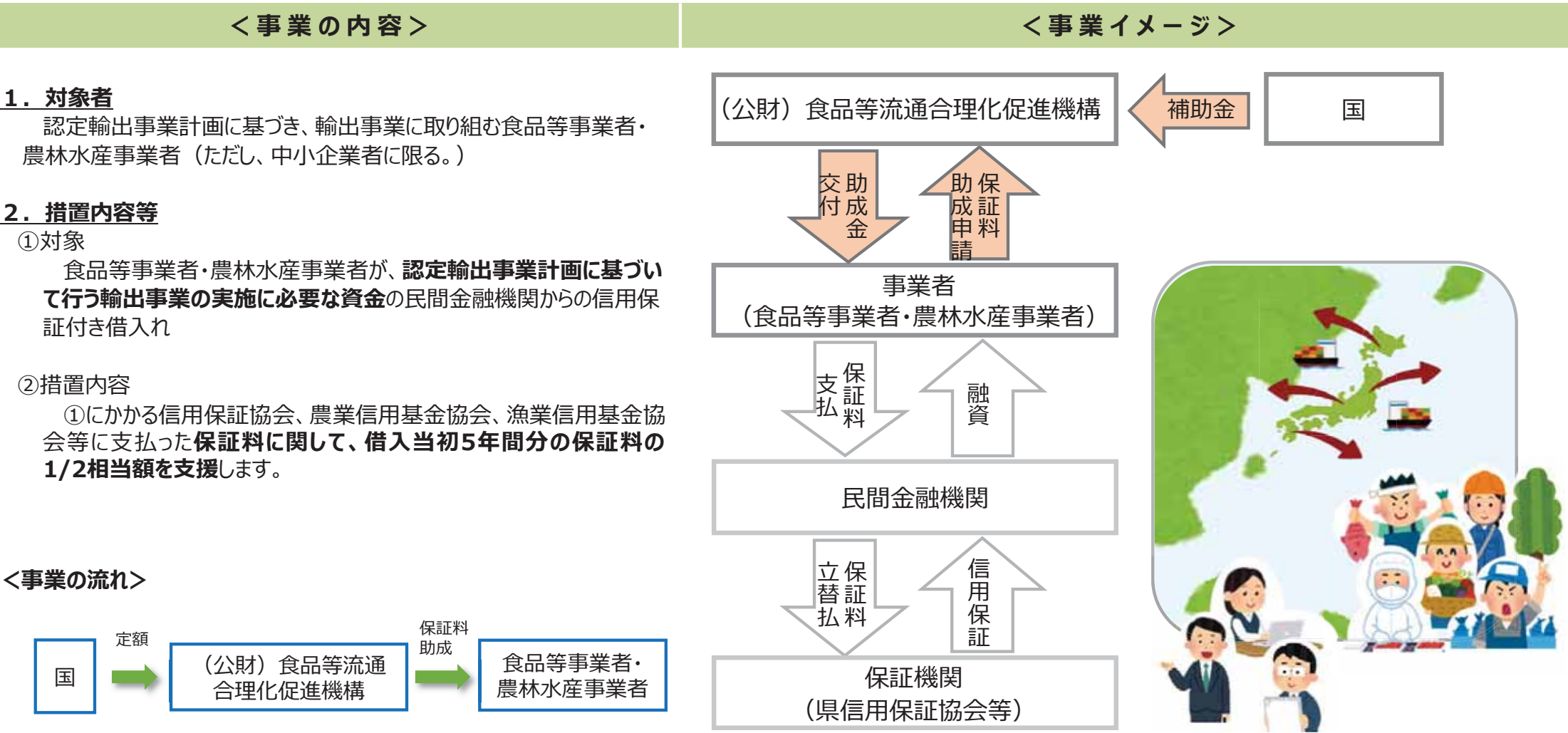
【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）

グローバル産地づくり推進事業のうち
農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業

【令和4年度予算概算決定額 115（－）百万円】

<対策のポイント>
食品等事業者・農林水産事業者が、豚熱や病害虫等の発生や輸出先国の規制などのリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）



地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業

【令和4年度予算概算決定額 192（222）百万円】

<対策のポイント>

地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）を構築して行う、**社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出**を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- クラウドファンディングの資金調達目標金額を達成した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）の割合（50%以上）

<事業の内容>

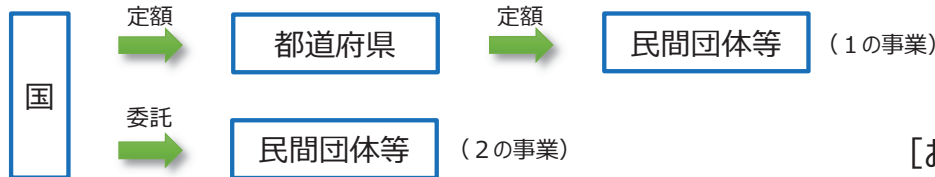
1. 地域食品産業連携プロジェクト推進事業 135（152）百万円
都道府県が、地域の農林水産物を活用した**持続可能な新たなビジネスモデル（ローカルフードビジネス）を創出**するため、地域の食品関連企業等のネットワークを構築して行う、**戦略の検討やデータを活用したマーケティング、試作品製造等の経費を支援**します。
また、「**輸出枠**」を新設し、地域産業の強みを活かした**ローカルフードビジネスを輸出につなげ、地域の食品産業の強化に資する取組を支援**します。

2. 地域食品産業連携プロジェクト推進委託事業 57（70）百万円
地域食品産業連携プロジェクト（LFP）の戦略の検討・実行のための**コーディネーターを派遣**、創出されたローカルフードビジネスに対する**クラウドファンディングの活用を支援**します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ（03-6744-2063）

ローカル10,000プロジェクト

R4予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・「デジタル技術」 国費10/10
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績 (438事業、353億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R3年11月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 174億円
- ・ 自己資金等 54億円

重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】

②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

国税庁 酒類業振興関係予算

【計28.0億円（令和4年度当初予算:14.2億円
令和3年度補正予算:13.8億円）】

1. 新市場創造関係（1）～（4）:22.1億円

（1）新市場創造支援事業

15.0億円

- ① 新市場開拓支援事業費補助金
（フロンティア補助金）

補正

8.0億円

【対象となる取組】

- ・ 商品の差別化による新たなニーズ獲得事業
- ・ 販売手法の多様化による新たなニーズ獲得事業
- ・ ICTを活用した製造・流通の高度化・効率化事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への対応

拡充

- ② 日本産酒類海外展開支援事業費補助金
（ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）

当初

7.0億円

【対象となる取組】

- ・ 日本産酒類のブランディング事業
- ・ 酒蔵ツーリズムによるインバウンド需要開拓事業

（2）日本産酒類の販路拡大・消費喚起推進

補正

5.5億円

（Enjoy SAKE! プロジェクト）

酒類事業者団体等による日本産酒類の販路拡大や消費喚起に向けた各種イベント等について、有効な開催手法等のモデル事例の構築

（3）日本産酒類ブランド化推進

当初

一部新規

1.6億円

地理的表示（GI）酒類のブランド価値向上のためのシンポジウム等（琉球泡盛等のプロモーションを含む）を実施。

上記シンポジウム内において、日本産酒類のブランド化のための方策等のテーマについて、若者の自由な発想によるビジネスプランを対象とした若年層向けビジネスコンテストを開催。

（4）中小企業等経営支援経費

当初

0.1億円

活性化・経営革新研修（事業承継セミナーを含む）

2. 輸出促進関係（1）～（4）:22.5億円

（1）新市場創造支援事業（再掲）

15.0億円

（2）海外販路開拓支援

当初

- ① オンライン商談会等

拡充

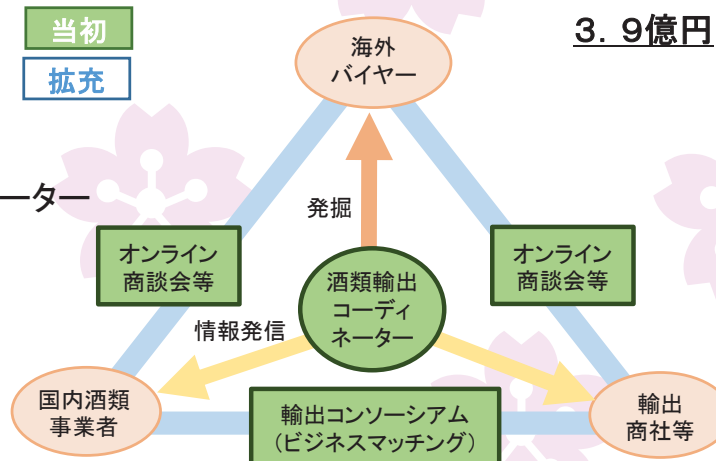
- ② ビジネスマッチング

- ③ 酒類輸出コーディネーター

- ④ 海外バイヤー招聘

- ⑤ 海外市場調査

3.9億円



（3）国際的プロモーション

2.0億円

- ① ジャパンハウス等でのPR

当初

- ② 海外酒類専門家等育成

当初

一部新規

海外の料理教室と連携し、日本産酒類と現地の食材のペアリングメニューの開発やレッスンを通じた認知度向上を実施等。

- ③ ユネスコ登録の機運醸成

当初

補正（0.3億円）

日本酒等のユネスコ登録に向けた機運を醸成するための各種PR事業「伝統的造り」が登録無形文化財に登録されたことを踏まえ、機運醸成への取組を強化。

（4）日本産酒類ブランド化推進（再掲）

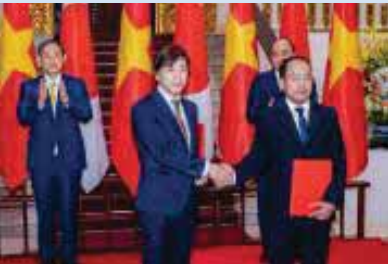
1.6億円

（注）この他に令和4年度予算において、以下を計上。

- ・ 酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.1億円】（ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等）
- ・ 日本酒造組合中央会の国酒振興事業に対する補助金【6.0億円】（輸出戦略を踏まえた活動事業費、海外サポートデスクの増設、イベント等を通じた消費者に対する情報発信等）

独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金

令和4年度予算案額 255.0億円（252.9億円）

事業の内容	事業イメージ
事業目的・概要 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が、我が国貿易投資振興機関として、諸外国・地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するための事業、並びに諸外国・地域の経済及び社会情勢等について調査研究を実施するために、必要な運営費を交付します。令和4年度は特に以下の取組を強化します。 ● 革新的な技術やビジネスモデルを有する新興国等の海外企業・スタートアップ等と日本企業等の国内外における協業・連携を促進し、デジタルトランスフォーメーション(DX)やオープンイノベーション創出を支援する取組 ● 「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用した専門家によるハンズオン支援の提供、オンライン商談や販売機会の提供、海外EC事業者等との連携強化・拡大、官民一体となったフロンティア市場等の開拓支援等、中堅・中小企業の海外展開を支援する取組 ● 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき重点品目を戦略的に支援するための日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)の体制整備 ● 米中対立等の地政学的変化や、「環境」「安全保障」「ビジネスと人権」といった価値に対する世界的な関心の高まり等に対して、日本企業が適切に対処するために必要な情報の収集・分析・発信 成果目標 第5期中期目標期間(令和元年度～令和4年度)主要成果目標 ● 対日直接投資誘致成功件数315 件(期間計)を達成する。 ● スタートアップの海外展開成功件数100件(期間計)を達成する。 ● 輸出・投資等の海外展開成功件数(見込含)を毎年6%以上増加させる。 ● 農林水産物・食品の輸出成約金額1,100億円以上(期間計)を達成する。 条件（対象者、対象行為、補助率等） 国 交付 （独）日本貿易振興機構（JETRO）	事業イメージ ①イノベーション創出・対日投資の推進 ● J-Bridge等を通じて、新興国企業等と日本企業等の協業・連携を促進し、国内外におけるDXやオープンイノベーションの創出を支援 ● 対日投資の総合的支援機関として、外国企業に対する誘致活動を行い、日本における拠点設立や事業拡大を支援 ②中堅・中小企業等の海外展開支援 ● 「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用した専門家によるハンズオン支援の提供 ● オンライン商談や販売機会の提供 ● 越境ECの活用促進、販売データ等の分析を通じた海外販売及び商品開発戦略支援 ● 官民一体となったフロンティア市場等の開拓支援 ● 高度外国人材の採用や活躍に向けた支援 ● 経済連携協定等の普及・啓発 ③農林水産物・食品輸出の促進 ● 日本産の農林水産物・食品を戦略的にプロモーションするために必要な体制の整備 ④通商政策への貢献 ● 日本政府の政策立案や日本企業の海外展開等において必要な調査研究の実施や、情報の収集・分析・発信  《インドで開催した対日投資セミナー》  《オンラインツールを組み合わせた中国での展示会の実施》  《日本産水産物プロモーションの実施》  《日越両国間の経済関係強化に向けた「日本ベトナム文書交換式」の様子》

中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業

貿易経済協力局 貿易振興課

令和4年度予算案額 **2.5億円（2.7億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 世界経済の復調が予測され、日本企業が海外の成長力を取り込むことが不可欠である一方、中小企業の輸出比率は約4%に留まります。
- 中堅・中小企業が輸出を増加させるには、EC市場の拡大などのデジタル化の進展・マーケット環境の急激な変化への対応が求められます。
- 本事業では、こうした変化に対応した、民間事業者間の連携による新たな輸出ビジネスモデルを創出するため、以下の取組を推進します。
 - ① 民間事業者による有望な輸出支援の取組への実証的な支援
 - ② 輸出に係る多様なビジネスモデルの調査、輸出戦略の形成・横展開
- これらの取組を通じて、輸出ビジネスにおける多様な課題へ対応するとともに、最終的には、中堅・中小企業の海外展開が民間企業間の連携により、自律的に拡大する仕組みの構築を目指します。

成果目標

- 中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2030年までに35.5兆円とする（2018年：23.7兆円）

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 実証事業

- 中堅・中小企業者の輸出を支援する民間事業者による新たなビジネスモデルについて、有望な事例を公募し、ECサイト構築費、プロモーション経費、商談会経費等について実証的に支援する。

〇想定される輸出支援ビジネスモデル

① 国内プラットフォーム海外展開型

中堅・中小企業と顧客を結ぶ国内のプラットフォームにつき、海外へのサービス展開拡大を図り、プラットフォーム参画企業の輸出拡大を目指すビジネスモデル

② BtoB向けデジタルプラットフォーム型

世界各国のサプライチェーンを把握するデジタルプラットフォームを活用し、機械や素材等BtoB商材の輸出拡大を実現するビジネスモデル



(2) 調査・普及事業

- 新たな輸出ビジネスモデル構築のため、工業製品や食品等の各産業、EC活用やBtoB・BtoC・サービス貿易といった輸出形態、先進国、途上国やフロンティア市場（中東、南米、アフリカ等）等の輸出エリアに応じ、多様なケースにおける調査を行う。



- 実証事業によって有効であることが判明したビジネスモデルを民間の事業者に広報し、普及させる。
- また、有効な輸出支援ビジネスを広報し、日本企業によるその利用を促進することで、輸出の成功事例の創出につなげる。

コールドチェーン物流の海外展開支援

- 海外のコールドチェーン物流サービスの品質向上を目指すため、コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進及び官民ファンドを活用した我が国物流事業者の海外展開支援を実施。

コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進

我が国の物流事業者の国際競争優位性の確保及び海外展開支援のため、国際標準化機構(ISO)において、日本式コールドチェーン物流サービス規格の国際標準化のための議論を推進するとともに、ASEAN各国に対する規格の普及に向けた官民連携による働きかけを実施。

<日本式コールドチェーン物流サービス規格: JSA-S1004>



発行日	令和2年6月30日
対象	事業者間(BtoB)コールドチェーン物流サービス
内容	低温保管/輸送を行うに当たって考慮すべき要求事項等

令和4年度取組

- ・ JSA-S1004をベースとする新たな国際規格の発行に向け、ISO内における規格開発を円滑に進めるため、規格原案の作成や、日本国内及び各国関係者との調整等を行う。
- ・ 令和2年度に策定したASEANにおけるJSA-S1004の普及戦略および国別アクションプランに基づくセミナー開催等、官民連携による取組を実施する。



官民ファンドによる海外展開支援

- ・ 官民ファンド「(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)」により我が国物流事業者の海外展開を支援。コールドチェーン物流サービスに関して、3件の投資実績(令和3年11月末時点)を有する。
- ・ 引き続き、JOINの活用により、資金の供給、専門家の派遣等による、コールドチェーン物流を担う我が国企業の海外市場への参入を促進する。



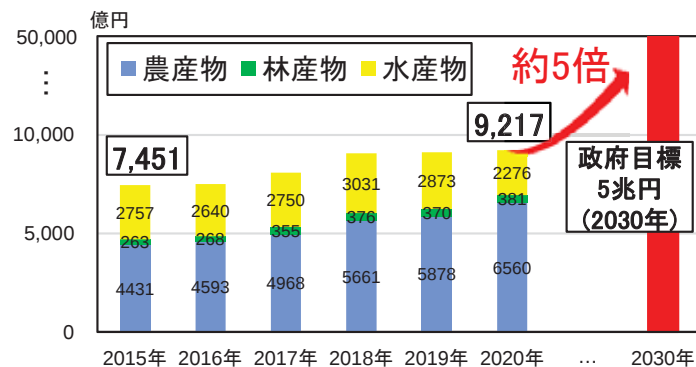
JOIN活用によるメリット

- 1 海外プロジェクトの事業化を促進
 - ▶ 共同出資によってリスクを分担するとともに、事業性向上によってファイナンス組成を円滑化。
- 2 日本方式の事業運営を支援
 - ▶ 現地事業体への役員・技術者等の人材派遣を行うことで、商業リスクを軽減。
- 3 相手国への交渉力を強化
 - ▶ 政府出資機関としてプロジェクトに参画することで、政治リスクを軽減。

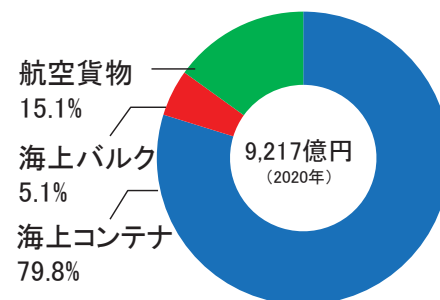
産地と港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進

○2030年の農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする政府目標の達成に向け、港湾を通じた農林水産物・食品の輸出をこれまで以上に促進するため、生産関係者や港湾関係者が連携して策定する実施計画を農林水産省及び国土交通省が共同して認定した場合に、施設整備に係る支援を拡充するとともに、関連する予算の重点化を行う。

＜農林水産物・食品の輸出額の推移と輸出手段別割合＞



(輸出額の約8割が港湾経由)



出典：農林水産省資料、貿易統計に基づき国土交通省港湾局作成

＜農林水産省の取組と国土交通省が連携して推進する取組＞

農林水産省

- 輸出先国の政府機関等との協議の加速化
- 輸出に必要な施設認定等の輸出手続の円滑化
- 輸出先国の規制に関する情報提供等による事業者の支援

国土交通省

- ① 関係者が連携した計画を策定
- ② 実証事業の実施
- ③ 民間事業者による温度・衛生管理が可能な荷さばき施設の整備
- ④ 関連する予算の重点化

＜具体の取組イメージ＞

産地

国内流通(市場等)

港湾

海外

① 生産者、卸売事業者、物流・港湾事業者が連携した計画を策定

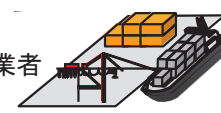
生産者



卸売事業者



物流・港湾事業者



小売業者



② 高機能コンテナやRORO船を活用した実証事業の実施



③ 民間事業者による温度・衛生管理が可能な荷さばき施設の整備



(出典：金剛産業(株) HP)

④ 関連する予算の重点化



コールドチェーンの確保など、輸出の川上から川下までの連携を強化